

詐欺事件

～逆転無罪判決を得て～

会員 鈴木 典行

第1 はじめに

私は、いわゆる霊視商法事件として、マスコミの関心と呼んだ詐欺被告事件に関与し、控訴審において逆転無罪判決を得ることができましたので、事案を紹介させていただきます。

第2 事案の概要（第一審判決まで）

1 宗教法人〇〇〇の系列寺院において、同寺の僧侶らが相談に訪れた主婦らから供養料等として金員を受取った行為が詐欺に当るかが問題とされた事件である。

宗教行為として、供養を勧める行為そのものが詐欺の実行行為として問題とされ、起訴されるまで至ったという点において先例はほとんどなく、憲法で保障されている「信仰の自由」を侵害する公訴の提起ではないかという点を含め様々の問題点を抱えた事件であった。

なお、宗教法人〇〇〇には多くの系列寺院があったが、その中で宗教活動が詐欺に当るとして起訴されるまでに至ったのは名古屋の「〇〇〇」と富山の「〇〇〇」における活動のみであった。

2 私は、当会の〇〇〇会員から宗教に関心があり、比較的密教に詳しい弁護士であるということで宗教面での助言を求められ弁護人に加わることになった。私達は、〇〇〇の門主であり、教団においてNo.1とされていたN、同寺の管長であり、No.2とされていたY、〇〇〇の住職Uの3名の弁護人となった。私が弁護人に就任する直前にそれまで同人らの弁護人となっていた教団の顧問弁護士ら4名が突然辞任したため、2人だけで3名の弁護をすることはとても出来なくなった。そこで、私から〇〇〇会員、〇〇〇会員を誘い弁護人に加わってもらい裁判を進めていくことになった。

なお、上記辞任した4名の元弁護人(いずれも〇〇〇の弁護士)は、教団にお金がなくなったのを機に、「金の切れ目が縁の切れ目」という

ことで弁護人を辞したと信じられた。

私が弁護人に加わった時点において、公訴提起から9か月が経過しており、この間に16回の公判が行われていた。被害者とされた証人の尋問は、既に総て終わっており、実行犯とされた僧侶らの尋問が始まっていた。

3 公判が始まると僧侶に対する尋問ということで、どうしても宗教に詳しいとされて弁護人に加わった私が尋問を担当する機会が多くなった。私は大きなロッカー2つにも及ぶ膨大な記録を十分理解できないまま、尋問を中心とした公判の準備に追われる日々が続いた。

一審の裁判長の訴訟指揮は「結論先にありき」を感じさせる強権的なものであり、この訴訟指揮に抗して弁護活動を進めることは、私にとって大きなストレスであった。さらに、私が弁護人となって1年半程経過した平成10年春、被告人NとYの対立が顕在化することになった。公判審理の経過等から、YがNに対して決定的な不信を抱くようになったのが理由であった。この結果、NはYを教団から破門した。そのため裁判も、YはN、Uと分離して進められることになった。これを受けて我々弁護人は悩んだが、結論として4人が分かれて弁護することになり、専ら被告人らの意思を尊重して私と〇〇〇会員がYの弁護を、〇〇〇会員と〇〇〇会員がN及びUの弁護をすることになった。

4 第一審は、65回の公判を経て、平成11年7月13日、Yに対し懲役3年6月（求刑懲役5年）の判決が下った。なお、未決勾留日数1250日余りのうち、刑に算入されたのは、わずか400日のみであった。また、他の被告人に対する判決は、N懲役6年（求刑懲役7年）、U懲役2年の実刑（求刑懲役3年）であった。

本件における中心争点であった、①僧侶の行った供養を勧める行為が詐欺の実行行為に当るか否か、②YとNあるいはUら実行行為者とされた者との間に詐欺の共謀関係があったか否か、という点について、1審判決は、①「霊能力」を「人にとりつき悩みごとをもたらしめている霊を識別するとともに、これを供養により成仏させてその悩みごとを解決する特殊な能力」と定義し、Uら実行行為者とされた者は、この能力

がないにもかかわらず、あるかに装って相談者から供養料名目で金銭を騙し取ったのは明らかであるとし、②共謀関係についても、Yは■■■■■においてNに次ぐ高位にあって、Uら実行行為者を指揮・管理したものであり、Uら実行行為者は教団の新方針として一連の詐欺を実行したのであるから、YとUら実行行為者との間に共謀関係があったのは明らかであるとした。

裁判長の訴訟指揮から予想された結果ではあったが、弁護人の指摘した様々な疑問にほとんど答えることのない判決であった。特に共謀の点については、組織的犯罪であることを認定した上で、専ら被告人の地位のみを根拠として共謀を認めた極めて杜撰な内容の判決であった。

第3 控訴審判決

1 私達は、控訴審をどう闘うか考えた末、実行行為については、多くの僧侶が既に起訴事実を認め、その判決も確定していることから、この事実認定を覆すのは困難と考えた。もっとも、本件において実行行為者とされた僧侶らはいずれも仏教で説くところの「因縁因果の法則」を信じ、供養によって相談者が持っている悪い「業」が浄化され、良い「果」を得ることになると信じて相談者に供養を勧めたのであって、詐欺の意思など全くなかったと我々は強く信じていたが、上記理由から控訴趣意の力点は、Yに本件詐欺の共謀の事実がなかった点に置くことにした。

2 控訴審の裁判長は、審理を通じて弁護人の控訴趣意書だけではなく、被告人の作成した控訴趣意書にも十分目を通しており、また記録も丁寧に読んでいることがわかった。

訴訟指揮も第1審の裁判長とは大きく異なるものであり、証拠に基づき公平に事実を認定しようとする強い意思を感じる事ができた。我々は裁判官の態度からひょっとして無罪判決がでるかもしれないと思うようになったが、判決当日まで本当に無罪判決が下されるのか半信半疑であった。

控訴審の途中から、新たに弁護人に加わってもらったことになった私の事務所の■■■■■会員に対しても、私は経験から「無罪」は難しいと思うが、Yの身柄が再び拘束されるようなこと

は何としても避けたいと常々話していた。

なお、Yは何回にも及ぶ保釈請求の末、やっと平成12年8月、4年半にも及ぶ身柄拘束から解放されて自由の身となっていた。

3 このようにして迎えた控訴審判決は、Yの教団における実質的な立場を証拠から丁寧に認定し、Yの教団における実質的地位は低く、また教団の新方針の決定にも関与していない等の我々の主張に沿った認定をした上で、YはN及びUら実行行為者と本件各詐欺を共謀したと認定することには合理的な疑いがあるとしてYを無罪とした。

第4 おわりに

1 刑事裁判の形骸化が叫ばれて久しい。私は調書裁判といわれる現在の刑事裁判は、捜査で作上げられたストーリーに「お墨付」を与える儀式のように思うようになっていた。私はこの経験から、私の弁護士生活において「無罪」判決を得ることは無理ではないかと考えていた。まして、第一審において有罪とされた事件が控訴審において覆り無罪になる事件を体験するとは考えてもみなかった〔ある年の統計では、全国で一審判決（罰金刑を除く）を破棄して無罪となった事件は総数で5件とのことである〕。

Yも私も、Yの言い分に耳を傾け、記録を精査検討して判断してくれた控訴審裁判所には心から感謝の念を抱いている。

2 刑事事件の弁護人、行政事件の代理人（特に住民側において）をした経験から、時に裁判官の官僚的な冷たい態度に接し、この人達はいったい何を考えて法曹人になったのか、ただ権力が欲しかっただけなのだろうかと感じることがあった。このような中、誠実に事件処理をする刑事裁判官に接し、素直に嬉しかった。

Yの無罪は、真実Yが無実であったという事実の上に、良い裁判官にめぐり会ったこと、被告人が保釈となり、自由に訴訟活動できたことが大きかったと思う。

ただ、Yは無実になっても一審判決で下された懲役3年6月を越える、4年6か月余り身柄を拘束され続けたという事実を消し去ることはできない。